

# みなかみ町住宅用省エネルギー設備設置費補助金

## (実績報告書作成の手引き)



令和5年4月

みなかみ町 環境課 環境対策係

# 目 次

・表紙	
・もくじ	
・ 1. 事業の主旨（共通）	1
・ 2. 補助対象者（共通）	1
・ 3. 補助対象にならない場合（共通）	1
・ 4. 補助要件及び補助金額について（共通）	2
・ 5. 実績報告書及び請求書について	4
・ 6. 実績報告書について	4
・ 7. 補助対象設備の併用について（共通）	5
・ 8. 申請方法及び添付書類などについて（申請手続の流れ）（共通）	6
・ 9. 補助金額の確定及び振込の時期（共通）	9
・ 10. 補助金の交付決定がされても交付取消となる場合（共通）	9
・ 11. 実績報告書及び添付書類の作成例について	9
・ 12. 補助金交付請求書の作成例について	15
・ 13. 実績報告書の作成（セルフチェックシート）	16
・ 14. 実績報告書及び補助金交付請求書の様式	18
・ 15. 問い合わせ先	21

※（共通）とは、別冊の「申請書作成の手引き」「変更等承認申請書作成の手引き」にも同様の内容が掲載されている情報です。



# みなかみ町住宅用省エネルギー設備設置費補助金の手引き

## <トピックス>

令和5年3月1日より本補助金交付申請において、「年度末の3月末日までに工事を完了させなければいけない」という申請要件が見直されました。3月末日以降に工事完了日が設定される申請案件については、「4月1日付けで申請書類を作成し、工事完了前に町長（環境課）まで申請してください。」なお、申請書提出前に工事が着工してしまうため、ご自身で必ず補助金交付要件を満たしていることを確認してから工事を開始してください。

## 1 事業の主旨

【住宅用太陽光発電設備】【高効率給湯器設備】を新たに設置する個人の方に、費用の一部を補助することにより、二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)の削減を図り、地球温暖化防止対策の推進及び新エネルギーの普及を図ります。

## 2 補助対象者

- (1) 町内の自ら居住する住宅(店舗等との併用住宅も可)に設置する方及び補助対象設備が設置された自ら居住する予定の住宅(建売住宅)を購入する方。  
※但し建売住宅は居住実績がないものに限る。
- (2) 町民である方又は町民となることが確実であると認められる方。  
※町民とは、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき、本町の住民基本台帳に記録されている方をいいます。
- (3) 世帯の全員に町税等の滞納がない方。
- (4) 過去において本町から同じ内容の補助を受けていない方。  
※過去に太陽光発電設備の補助金を受けた後、高効率給湯器の補助金を受けることは可能又はその逆も可能。

## 3 補助対象とならない場合

次のいずれかに1つでも該当する場合は補助金の対象となりません。

### (1) 補助対象とならない申請者

- ① 過去において本町から同じ内容の補助金を受けた方。  
※過去に太陽光発電設備の補助金を受けた後、高効率給湯器の補助金を受けることは可能又はその逆も可能。
- ② 町民でない方又は町民となることが確実でない方。  
※申請時に町民でなくても、実績報告時までには設備を設置する町内の住宅に居住し住民登録が済んでいれば補助金を受けることは可能。
- ③ 法人及び個人事業者。
- ④ 世帯員のいずれかに町税等の滞納がある方。
- ⑤ 補助対象設備が設置された居住実績のある建売住宅(中古住宅)を購入された方。

### (2) 補助対象とならない設備【太陽光発電設備・高効率給湯器】

- ① 太陽光発電設備の増設。 ※過去に電力受給を開始した設備に対して増設する設備。
- ② 太陽電池モジュールの公称最大出力が10キロワット以上となる設備。  
※パワーコンディショナで10キロワット未満に制限をかけた場合も補助対象とならない。

- ③ 太陽電池モジュールの公称最大出力が1キロワット未満の小規模の設備。
- ④ 移設した設備。 ※他の場所から現在の場所に移設置した設備。
- ⑤ 日本工業規格等で認められていない設備。
- ⑥ 集会所等、申請者本人が居住していない建物に設置する設備。
- ⑦ 申請者自ら居住せず、賃貸・販売等営利目的で住宅用太陽光発電設備又は高効率給湯器を設置する場合。
- ⑧ 別荘など一時的に使用する住宅に住宅用太陽光発電設備又は高効率給湯器を設置する場合。
- ⑨ 申請者自ら居住する住宅に電力供給及び給湯を目的する以外で、住宅用太陽光発電設備又は高効率給湯器を設置する場合。
- ⑩ いわゆる「屋根貸し」等に該当する固定価格買取制度(全量買取制度)の適用を受ける設備。

### (3) 補助対象とならない各種契約形態

- ① 補助金申請者、工事契約者、代金支払者、電力受給契約者が、全てが同一の個人でない場合。
- ② 法人及び個人事業者が工事契約し代金支払又は電力受給契約をする場合。
- ③ 自己契約の場合。 ※申請者自身が申請者自身と工事契約し代金支払いをする契約。

## 4 補助要件及び補助金額について

### (1) 太陽光発電設備

- ① 住宅の屋根等への設置に適した、低圧配電線と逆潮流有りで連系しているもの。
- ② 電力会社と受電契約を結び、かつ余剰電力の買取契約が結ばれているもの。
- ③ 太陽電池の公称最大出力の合計が1キロワット以上10キロワット未満のもの。  
※パワーコンディショナで10キロワット未満に制限をかけた場合も補助対象とならない。
- ④ 日本工業規格等で認められているもの。
- ⑤ 未使用品であるもの。

**【補助金の額】** 太陽電池の最大出力の値(キロワット表示とし小数点第3位を切り捨てる。以下同じ。)に2万5,000円を乗じた額(千円未満の端数がある時はこれを切り捨てた額)とする。ただし補助金の上限は10万円とする。

### (2) 太陽熱温水器(高効率給湯器)

- ① 太陽光に含まれる赤外線を熱として水を温める装置であり、集熱器と貯湯層が一体型又は分離型のもの。
- ② リース品の設置は対象外とし、購入したものを設置する場合に限る。
- ③ 水を自然に循環させるもの又は、水又は不凍液を強制的に循環させるもの。
- ④ ヒートポンプとの併用システムは対象外。太陽光発電モジュール一体型は対象。
- ⑤ 未使用品であるもの。

**【補助金の額】**

自然循環式	1家庭1台	20,000円
強制循環式	1家庭1台	40,000円

### (3) エコキュート(高効率給湯器)

- ① ヒートポンプ方式でCO<sub>2</sub>冷媒を使用していること。
- ② 年間給湯効率(社団法人日本冷凍空調工業会のJRA4050:2007Rに基づく指標)が3.0以上であること。ただし、寒冷地若しくは塩害地向け機種、2缶タイプ、内蔵缶体角型1缶タイプ貯湯容量200リットル以下の小容量タイプ、多機能タイプについては、2.7以上であること。日本工業規格であるJISC9220(以下「JIS」とする。)の性能表示しかない機種につい

ては、風呂保温機能のある機種は、年間給湯保温効率(J I S)が2.8以上であること。風呂保温機能のない機種は、年間給湯効率(J I S)が2.9以上であること。ただし、寒冷地若しくは塩害地向け機種、2缶タイプ、内蔵缶体角型1缶タイプ、貯湯容量200リットル以下の小容量タイプ、多機能タイプについては、風呂保温機能のある機種は、年間給湯保温効率(J I S)が2.4以上であること。風呂保温機能のない機種は、年間給湯効率(J I S)が2.5以上であること。

③ 未使用品であるもの。

**【補助金の額】 1家庭1台 40,000円**

#### (4) エコジョーズ又はエコフィール(高効率給湯器)

- ① 潜熱を回収するための熱交換器を備え、従来捨てていた排気ガス中の熱を利用し熱交換率を高めたもの。
- ② 給湯効率が90%以上であること。
- ③ 定格給湯能力が60号以下であること。
- ④ 未使用品であるもの。

**【補助金の額】 1家庭1台 20,000円**

#### (5) エコウィル(高効率給湯器)

- ① ガスエンジンユニット及び貯湯ユニットから構成されている熱の供給を目的とした家庭用コージェネレーションシステムであること。
- ② ガスエンジンユニットは、小出力発電設備(10キロワット未満)で発電及び排熱利用の総合効率が低位発熱量基準(LHV基準)で80%以上であること。
- ③ 貯湯ユニットは、(社)日本水道協会品質認証センターの給水器具(湯桶器等)の認証登録又は(財)日本ガス機器検査協会の給水装置認証登録があること。
- ④ 貯湯ユニットは、ガスエンジンユニットの排熱を吸収できる貯湯槽であり、貯湯容量が90リットル以上であること。
- ⑤ 貯湯槽には対となるガスエンジンユニットから供給されるエネルギー以外の熱の流入がないこと。
- ⑥ 未使用品であるもの。

**【補助金の額】 1家庭1台 40,000円**

#### (6) エネファーム(高効率給湯器)

- ① 燃料電池ユニット及び貯湯ユニットから構成されており、燃料から水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の排熱を給湯等に利用する家庭用コージェネレーションシステムであること。
- ② 燃料電池ユニットの発電能力が、定格運転時において0.5キロワットから1.5キロワットであり、熱出力温度(燃料電池ユニット部出口における温水温度)が50℃以上であること。
- ③ 燃料電池の排熱を回収し、熱を有効利用できる機構を持つものであること。
- ④ 定格運転時における総合効率が低位発熱量基準(LHV基準)で80%以上であること。
- ⑤ 貯湯容量50リットル以上のタンクを有し、燃料電池ユニット部の排熱を蓄えられるものであること。
- ⑥ 未使用品であるもの。

**【補助金の額】 1家庭1台 40,000円**

### (7) ハイブリッド給湯器(高効率給湯器)

- ① ヒートポンプ方式とガス熱源器を組み合わせた給湯器であること。
- ② ヒートポンプは自然冷媒を使用していること。
- ③ ガス熱源器は潜熱回収型で給湯効率が90%以上であること。
- ④ 未使用品であるもの。

【補助金の額】 1家庭1台 40,000円

## 5 実績報告書及び請求書について

- (1) 実績報告書及び請求書については、設置工事完了後30日以内に次の提出書類を作成し環境課まで提出してください。
- (2) 請求書については、実績報告書と一緒に提出いただいて結構です。ただし押印を忘れずに。
- (3) 実績報告書類は郵送による提出でも構いませんが、不備等があった際は再提出等を求める場合がありますのでご理解ください。

## 6 実績報告書について

番号	提出書類	様式有無	作成上の留意点
1	実績報告書(様式第6号)	有	・記入漏れはありませんか。
2	設置設備の状況写真	無	・設備設置箇所が全景的に確認できる写真。 ・状況写真の詳細は交付要綱や本手引き後ページで確認。
3	領収書の写し	無	・設置費用が分かる書類。
4	電力会社との受給契約書の写し	無	・契約書の写しが提出できない場合は、次の書類を用意してください。(5の電力会社との受給契約申込書の写し、6の電力会社が発行する検針票の写し)
5	電力会社との受給契約申込書の写し	無	・4の電力会社との受給契約書の写しが提出できない場合に用意してください。
6	竣工検査の試験記録書の写し	無	・メーカーが発行する出力対比表の写しでも可。
7	補助金交付請求書(様式第9号)	有	・請求書には必ず押印をしてください。 ・提出日の日付は無記入でお持ちください。
8	通帳(持参)	無	・通帳の口座情報と請求書に記入された情報に誤りがないか確認させていただきます。
9	その他	無	



## 7 補助対象設備の併用について

### (1) 併用可能な場合

太陽光発電設備と高効率給湯器の併用申請は可能です。併用が可能な例として、次の組み合わせが挙げられます。

○太陽光発電設備＋太陽熱温水器の設置＝併用可能

太陽光発電設備 上限 10 万円	+	太陽熱温水器 2 万円又は 4 万円	=	最大で 12 万円 又は 14 万円
---------------------	---	-----------------------	---	-----------------------

○太陽光発電設備＋エコキュートの設置＝併用可能

太陽光発電設備 上限 10 万円	+	エコキュート 4 万円	=	最大で 14 万円
---------------------	---	----------------	---	-----------

○太陽光発電設備＋エコジョーズ又はエコフィールの設置＝併用可能

太陽光発電設備 上限 10 万円	+	エコジョーズ又は エコフィール 2 万円	=	最大で 12 万円
---------------------	---	----------------------------	---	-----------

○太陽光発電設備＋エコウイルの設置＝併用可能

太陽光発電設備 上限 10 万円	+	エコウイル 4 万円	=	最大で 14 万円
---------------------	---	---------------	---	-----------

○太陽光発電設備＋エネファームの設置＝併用可能

太陽光発電設備 上限 10 万円	+	エネファーム 4 万円	=	最大で 14 万円
---------------------	---	----------------	---	-----------

○太陽光発電設備＋ハイブリッド給湯器の設置＝併用可能

太陽光発電設備 上限 10 万円	+	ハイブリッド給湯器 4 万円	=	最大で 14 万円
---------------------	---	-------------------	---	-----------

### (2) 併用不可能な場合

高効率給湯器同士の併用申請は不可能です。併用が不可能な例として、次のような組み合わせが挙げられます。

○太陽熱温水器＋エコキュート＝併用不可能

○太陽熱温水器＋エコジョーズ又はエコフィール＝併用不可能

○太陽熱温水器＋エコウイル＝併用不可能

○太陽熱温水器＋エネファーム＝併用不可能

○太陽熱温水器＋ハイブリッド給湯器＝併用不可能

○エコキュート＋エコジョーズ又はエコフィール＝併用不可能

○エコキュート＋エコウイル＝併用不可能

○エコキュート＋エネファーム＝併用不可能

○エコキュート＋ハイブリッド給湯器＝併用不可能

○エコジョーズ又はエコフィール＋エコウイル＝併用不可能

○エコジョーズ又はエコフィール＋エネファーム＝併用不可能

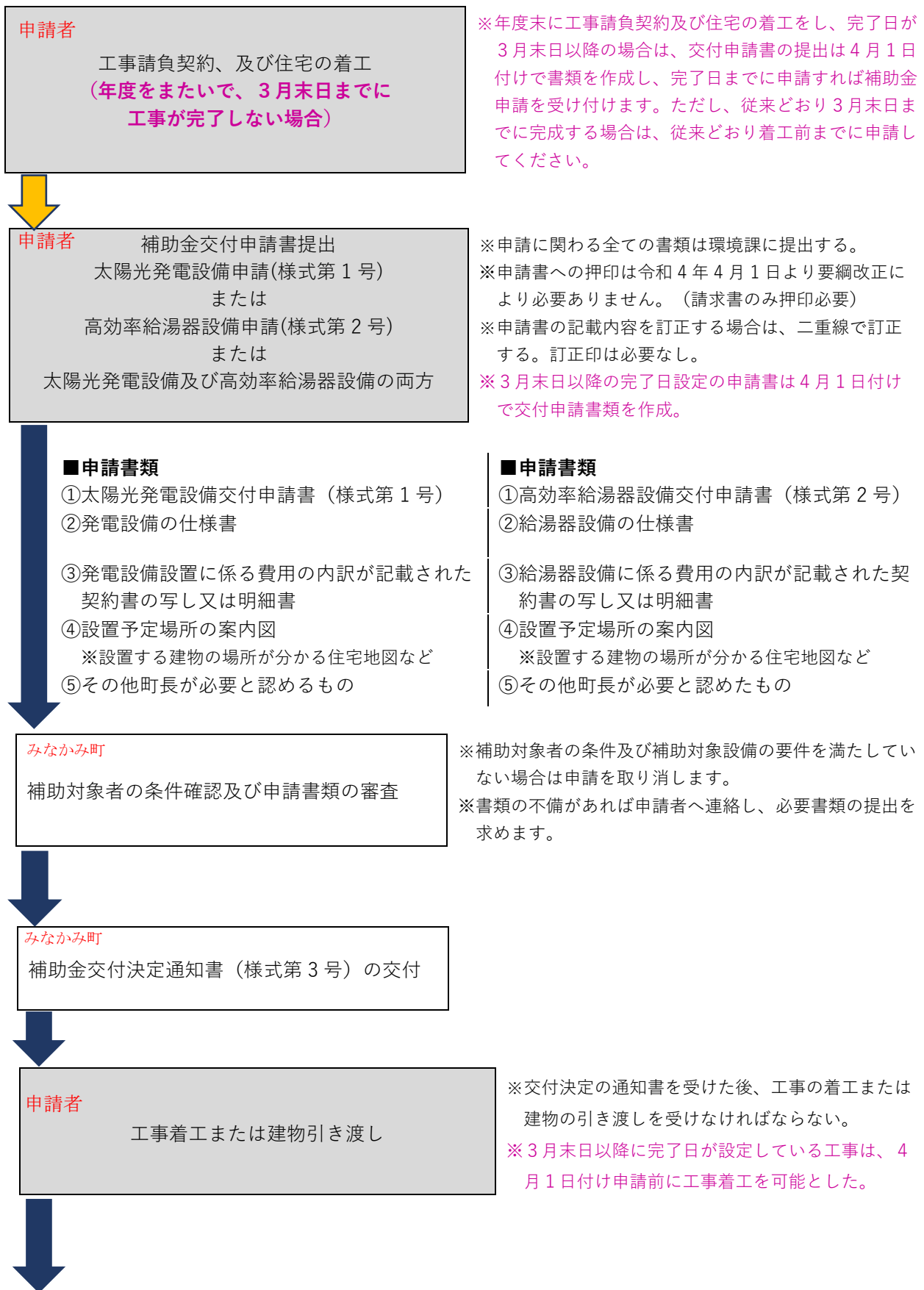
○エコジョーズ又はエコフィール＋ハイブリッド給湯器＝併用不可能

○エコウイル＋エネファーム＝併用不可能

○エコウイル＋ハイブリッド給湯器＝併用不可能

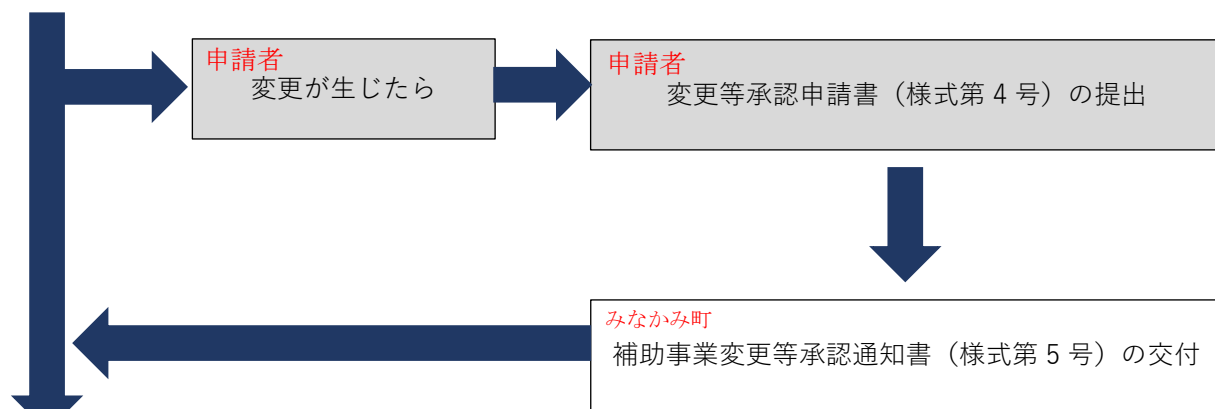
○エネファーム＋ハイブリッド給湯器＝併用不可能

## 8 申請方法及び添付書類などについて（申請手続の流れ）





前ページから



申請者  
工事完成または建物引き渡し

※工事は交付決定日から既築建物では3ヶ月以内、新築建物では6ヶ月以内に完成させること。  
※建売住宅の場合は、交付決定日から3ヶ月以内に引き渡しを受けること。

申請者  
実績報告書提出  
太陽光発電設備実績報告書(様式第6号)  
または  
高効率給湯器設備実績報告書(様式第7号)  
または  
太陽光発電設備及び高効率給湯器設備の両方

※実績報告書は補助事業が完了した日から30日以内売住宅の場合は、交付決定日から3ヶ月以内に提出すること。  
※郵送での提出を可能とする。

■添付書類

◎太陽光発電設備実績報告書（様式第6号）

- ①補助事業の実施状況を示す写真  
※カラー写真及びカラー印刷

i 太陽電池モジュールが搭載された建物の全景写真。  
※外観から太陽電池モジュールの設置が確認できるもの。  
※居住する住宅以外に太陽電池モジュールを設置した場合、居住する住宅の写真も併せて提出すること。

- ii 設置された太陽電池モジュール全ての枚数が明確に確認できる写真

※太陽電池モジュールの写真が複数枚となる場合お互いの写真の位置関係がわかること。  
※屋根形状によって、いくつもの面に太陽電池モジュールを設置した場合、それら全ての面を撮影すること

※設置面や建物の都合上、太陽電池モジュールの全枚数の写真撮影が不可能な場合、太陽電池の割付図も添付すること。

■添付書類

◎高効率給湯器設備実績報告書（様式第7号）

- ①補助事業の実施状況を示す写真  
※カラー写真及びカラー印刷

i 給湯器が設置された建物の全景写真。  
※外観から給湯器の設置が確認できるもの。


ii 設置された給湯器の全景写真

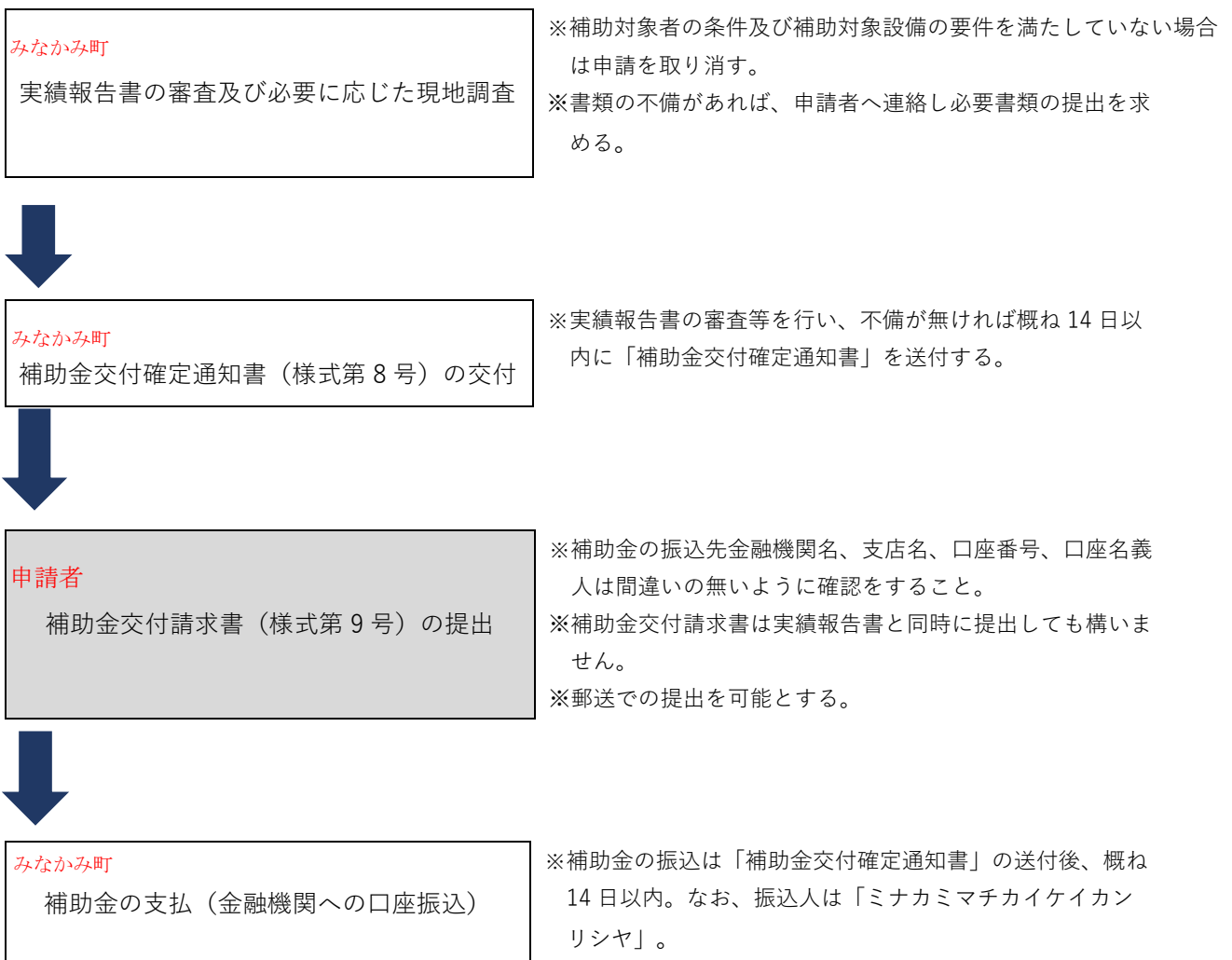
iii 設置された給湯器のメーカー名及び品名及び型式番号等が明確に確認できる写真。

- ②補助事業の実施に係る領収書の写し  
※高効率給湯器の設置費用とわかるもの。

- ③その他町長が必要と認めたもの

前ページから

- 
- iii 設置されたパワーコンディショナの写真  
※全景及びメーカー名及び品名及び型式番号及び定格出力等が明確に確認できるもの。
  - ②補助事業の実施に係る領収書の写し  
※太陽光発電設備の設置費用が分かるもの。
  - ③電力会社との受給契約書の写しまたは受給契約申込書の写し。  
※ただし、受給契約申込書の写しは、申請者本人が申込をし、受付番号等が明記され電力会社が承諾したことが確認できるもの。
  - ④電力会社が発行する検針票（購入電力量のお知らせ）の写し。  
※ただし、受給契約者の写しが提出できる場合は省略できる。
  - ⑤竣工検査の試験記録書の写し  
※メーカーが発行する出力対比表の写しでも可
  - ⑥その他町長が必要と認めるもの。



## 9 補助金額の確定及び振込の時期

- (1) 提出された実績報告書類の審査を行い、不備などがなければ概ね14日以内に交付の可否、金額、条件などを決定して「補助金交付確定通知書(様式第8号)」を送付します。
- (2) 補助金の振り込みは、「補助金交付確定通知書(様式第8号)」の送付後、概ね14日以内を目安に振り込みをいたしますので入金確認を行ってください。なお、振込人名は「ミナカミマチカイケイカンリシヤ」です。

## 10 補助金の交付決定がされても交付取消となる場合

- (1) 虚偽記載、その他不正な手段により交付決定又は交付を受けたとき。
- (2) みなかみ町補助金等に関する規則、みなかみ町住宅用省エネルギー設備設置費補助金交付要綱の内容などの条件に違反したとき。

## 11 実績報告書及び添付書類の作成例について

### 1-1. 様式第6号(第11条関係)太陽光発電設備設置補助金実績報告書記入例

様式第6号(第11条関係)	記入例 令和〇〇年〇〇月〇〇日
みなかみ町長 様	
(申請者) 住 所	みなかみ町後閑318
氏 名	みなかみ 太郎
電話番号	62-2111
太陽光発電設備実績報告書	
みなかみ町住宅用省エネルギー設備設置費補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり報告します。	
記	
1 補助金決定通知	
指令番号及び指令日	(指令番号) 水指令第〇〇〇〇号 令和〇〇年〇〇月〇〇日
補助金交付決定額	100,000 円 (※注1)
※注1 補助金交付決定額は、補助要件を良く確認してから記入すること。	
2 発電システムの概要	
設置場所	みなかみ町 後閑318 番地
公称最大出力	5.5 kW(キロワット)
設置工事費	2,000,000 円(消費税抜き) (※注2)
設置工事完了日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
3 発電システムに関する添付書類	
(1) 補助事業の実施状況を示す写真(設置された太陽電池モジュール全ての枚数が確認できるもの。パワーコンディショナ、買電電力量計及び売電電力量計)	
(2) 補助事業の実施に係る領収書の写し(太陽光発電設備の設置費用とわかるもの)	
(3) 電力会社との電力供給契約を締結したことを証する書類の写し(電力会社の承諾日が記載(承諾印が押印)されたもの)	
(4) 竣工検査の試験記録書の写し	※注2 設置工事費は、太陽光発電設備の設置に係る費用のみ記入すること。なお、保証費等は含めないこと。
(5) 電力供給の開始を証する書類の写し	
(6) その他町長が必要と認めるもの	
(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。	

## 1-2. 様式第7号（第11条関係）高効率給湯器設備設置補助金実績報告書記入例

様式第7号（第11条関係）

記入例

令和〇〇年〇〇月〇〇日

みなかみ町長 様

(申請者) 住 所 みなかみ町後閑318  
氏 名 みなかみ 太郎  
電話番号 62-2111

### 高効率給湯器設備実績報告書

みなかみ町住宅用省エネルギー設備設置費補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり報告します。

#### 記

##### 1 補助金決定通知

指令番号及び指令日	(指令番号) み水指令第〇〇〇〇号 令和〇〇年〇〇月〇〇日
補助金交付決定額	40,000 (※注1) 円

※注1 補助金交付決定額は、補助条件を良く確認してから記入すること。

##### 2 高効率給湯器の概要

設置場所	みなかみ町 後閑318 番地
設置する機器の名称	エコキュート・メーカー名・型式番号
設置工事費	500,000 (※注2) 円 (消費税抜き)
設置工事完了日	令和〇〇年〇〇月〇〇日

##### 3 高効率給湯器に関する添付書類

- (1) 補助事業の実施状況を示す写真。(家屋に機器が設置されている様子が確認できるもの。)
- (2) 補助事業の実施に係る領収書の写し。(高効率給湯器設備の設置費用とわかるもの。)
- (3) その他町長が必要と認めるもの。

※注2 設置工事費は、高効率給湯器の設置に係る費用のみ記入すること。(例 本体価格+設置工事費等一括引き額) なお、T日等の費用及び保証費等は含めないこと。

(備考) 用紙の大きさは、**日本工業規格A4**とすること。

## 2. 設置状況写真の作成例・太陽光発電

①建物の全景写真例（A 4版で作成。用紙の向きに指定なし。）

●●邸 太陽光発電モジュール設置全景写真



②-1. 太陽光発電モジュールの設置枚数が分かる写真例

（A 4版で作成。用紙の向きに指定なし。）

●●邸 太陽光発電モジュール設置枚数状況写真




※写真2枚を貼り合わせて設置枚数を確認できる状況写真の例

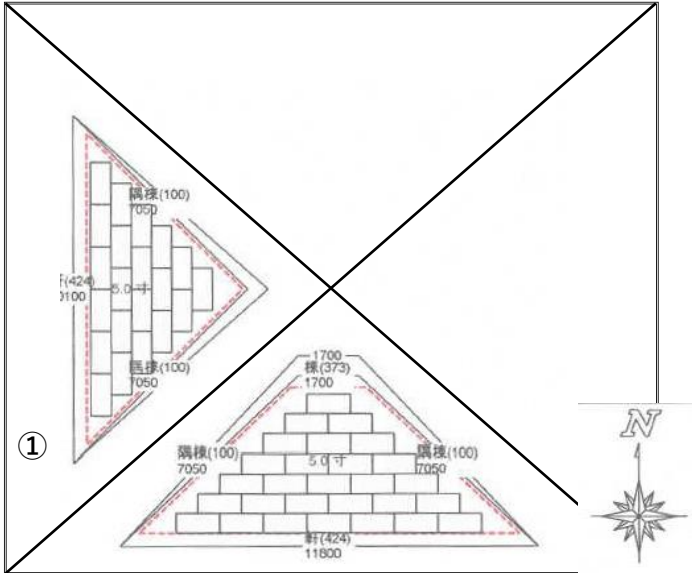


②-2. 太陽光発電モジュールの配置枚数写真が撮れなかった場合の割付図作成例  
(A4版で作成。用紙の向きに指定なし。)

●●邸 太陽光発電モジュール設置枚数状況写真



① ②



① ②

※屋根の2面に太陽光発電モジュールを設置したが、全体配置写真が取れなかったので割付図を作成した例

③. パワーコンディショナの写真例 (A4版で作成。用紙の向きに指定なし。)

※パワーコンディショナ



※パワーコンディショナ  
(製品ラベルシール)

機器の側面等に右記のようなシールが添付されています。

●●メーカー		パワーコンディショナ	
入力運転電圧範囲	DC 50~450 V	定格出力電流	27.5 A
最大許容入力電圧	DC 450 V	定格周波数	50/60 Hz
定格出力電圧	単相 202 V	製品質量	19 kg
定格出力	5.5 KW	製造年	2019年
定格力率	0.95以上	製造番号	●●●●●●●●

(イメージ図)



④. 買電力計及び売電力計の写真例（A4版で作成。用紙の向きに指定なし。）

※買電力計と売電力計



設置状況写真の作成例・エコキュート

① 設置された給湯器が入った、建物の全景写真例（A4版で作成。用紙の向きに指定なし。）

●●邸 エコキュート設備設置全景写真



※全景が入らない場合は、無理のないアングルで複数枚撮影して下さい。

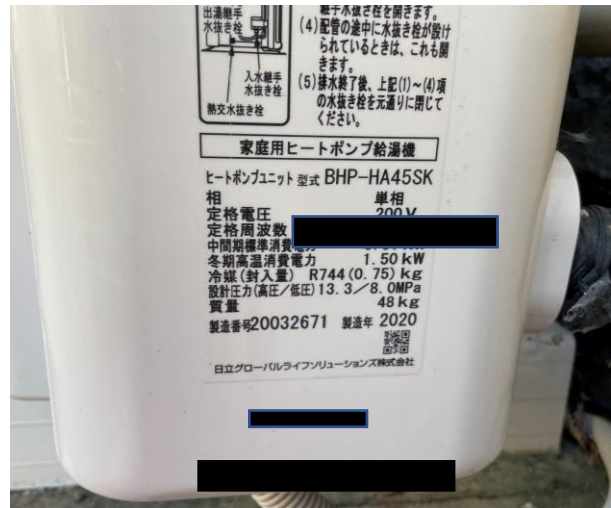
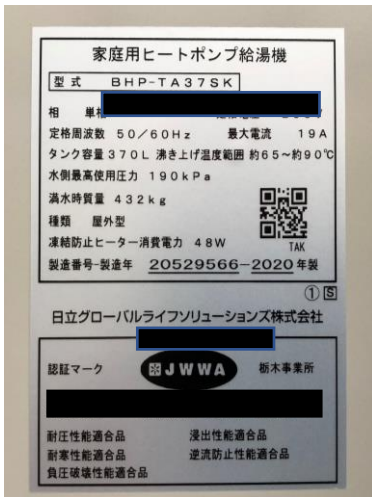


※外観から給湯器の設置が撮影出来ない場合は、建物のどの辺りに設置したか分かるように複数のアングルから撮影して下さい。

① 設置された給湯器の全景写真（A4版で作成。用紙の向きに指定なし。）



② 設置された給湯器の貯湯ユニット・ヒートポンプの品名及び型式部分のアップの写真



※設置された給湯器のメーカー名、品名及び型式番号が明確に確認できるもの。

## 1.2 補助金交付請求書の作成例について

### 様式第9号（第13条関係）補助金交付請求書記入例

様式第9号（第13条関係）

記入例

年 月 日（※注1）

※注1 日付は記入しないこと。

みなかみ町長 様

（申請者）住 所 みなかみ町後閑318  
氏 名 みなかみ 太郎 印  
電話番号 62-2111

補助金交付請求書

みなかみ町住宅用省エネルギー設備設置費補助金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり補助金の交付を請求します。

記

※注2 請求額は、確定通知書（様式第8号）に記載されている補助金交付確定額を記入すること。

1 補助金請求額

請求額 (補助金確定額)	金 100,000 (※注2) 円
-----------------	-------------------

※注3 振込先の金融機関名、店名、預金種別、口座番号、口座名義人は、間違いのないよう良く確認すること。

2 振込先（※注3）

金融機関名	みなかみ銀行		
店名	みなかみ支店		
預金種別	普通 当座	口座番号	0000000
(フリガナ)	ミナカミ タロウ		
口座名義人	みなかみ 太郎		

※注4 振込先をゆうちょ銀行にする場合は、通帳の写しを必ず添付すること。

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

※注5 補助金交付請求書は、実績報告書と同時に提出してもかまわない。



## 1.3 実績報告書の作成（セルフチェックシート）

### ■太陽光発電設備設置費補助金実績報告書（セルフチェックシート）

○みなかみ町住宅用省エネルギー設備設置費補助金

【太陽光発電設備】実績報告書類セルフチェックシート

番号	提出書類	注意事項	チェック
<b>【みなかみ町住宅用省エネルギー設備設置費補助金交付要綱 第11条を参考にしてください】</b>			
1	実績報告書（様式第6号）	申請者の電話番号等の記入漏れはありませんか。 ※1	
2	設置状況写真	要綱の指示どおりに写真が撮られていますか。 ※2	
3	領収書の写し	太陽光発電設備の設置費用とわかるもの。 ※3	
4	電力会社との受給契約書の写し	提出できない場合は「5の受給契約申込書の写し」の提出でも可とする。	
5	電力会社との受給契約申込書の写し	「4の電力会社との受給契約書の写し」が提出できない場合に提出してください。	
6	竣工検査の試験記録書の写し	メーカーが発行する出力対比表の写しでも可とする。	
7	補助金交付請求書（様式第9号）	・押印を忘れていませんか。 ・日付は未記入で結構です。 ※4	
8	通帳の写し	通帳の表紙をめくって、1枚目のページの写しを提出してください。「7の補助金交付請求書」に記載された情報が正しく記載されているか確認します。	
9	その他	町外から転入される場合、転入後の家族全員の住民票を提出してください。	
<p>事務連絡</p> <p>※1 電話番号は、携帯電話等連絡のつきやすい番号を記入して下さい。</p> <p>※2 ① 太陽光モジュールが搭載された建物の全景写真 (外観から太陽電池モジュールの設置が確認できるもの。ただし居住する住宅以外に太陽電池モジュールを設置した場合は、居住する住宅の写真も合わせて提出してください)</p> <p>② 設置された太陽電池モジュール全ての枚数が、明確に確認できる写真 (太陽電池モジュールの写真が複数枚となる場合は、お互いの写真の位置関係が分かる写真、又は屋根の形状によっていくつもの面に太陽電池モジュールを設置した場合は、それら全ての面を撮影した写真。ただし、設置面や建物の都合上太陽電池モジュールの全枚数の写真撮影が不可能な場合は太陽電池モジュールの割付図を添付すること)</p> <p>③ 設置されたパワーコンディショナーの写真 (全景及びメーカー名、品名、型式番号及び定格出力等が明確に確認できるもの)</p> <p>④ 設置された買電力計及び売電力計の写真</p> <p>※3 領収書については、太陽光発電設備のみの領収書をご用意ください。</p> <p>※4 請求書については、口座番号、口座名義人等、再度ご確認ください。</p> <p>申請者と口座名義人は、同一の氏名をお願いします。</p>			

■高効率給湯器設備費補助金実績報告書（セルフチェックシート）

○みなかみ町住宅用省エネルギー設備設置費補助金  
【高効率給湯器設備】実績報告書類セルフチェックシート

番号	提出書類	注意事項	チェック
<b>【みなかみ町住宅用省エネルギー設備設置費補助金交付要綱 第11条を参考にしてください】</b>			
1	実績報告書（様式第7号）	電話番号等、記入漏れがないか ※1	
2	設置状況写真	要綱の指示どおりに撮られているか ※2	
3	領収書の写し	高効率給湯器の設置費用とわかるもの ※3	
4	補助金交付請求書（様式第9号）	日付、及び請求金額の未記入のもの ※4	
5	通帳のコピー	表紙をめくって、1枚目のページの写し	
6	その他	町外から転入される場合、転入後の家族全員の住民票の写し	

事務連絡

※1 電話番号については、携帯電話等連絡のつきやすい番号を記入して下さい。

※2 ① 設置された給湯器が入った、建物の全景写真  
建物同士が近接している等で、建物の全景が入らない場合には、わかりやすいアングルから複数枚撮影し、無理のない範囲で撮影して下さい。  
また、外観から給湯器の設置が確認できない場所に設置していた場合は、建物のどの辺りに設置していたかわかるように複数のアングルで写真を撮影して下さい。

② 設置された給湯器の全景写真

③ 設置された給湯器の、品名及び型式番号部分のアップの写真  
配置された給湯器のメーカー名、品名及び型式番号等が明確に確認できるもの。

※3 領収書については、高効率給湯器設備のみの領収書をご用意下さい。

※4 請求書については、口座番号、口座名義人等、再度ご確認下さい。申請書と口座名義人は同一の氏名でお願いします。

**注** 給湯器のメーカー名、品名及び型式番号等に変更があった場合は、別途変更申請が必要です（様式第4号）変更が分かった時点ですみやかに提出して下さい。



## 1.4 実績報告書及び補助金交付請求書の様式

### 様式第6号（第11条関係）太陽光発電設備実績報告書様式

様式第6号（第11条関係）

年 月 日

みなかみ町長 様

(申請者) 住 所  
氏 名  
電話番号

### 太陽光発電設備実績報告書

みなかみ町住宅用省エネルギー設備設置費補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり報告します。

記

#### 1 補助金決定通知

指令番号及び指令日	(指令番号)	年	月	日
補助金交付決定額				円

#### 2 発電システムの概要

設 置 場 所	みなかみ町	番地
公 称 最 大 出 力		kW (キロワット)
設 置 工 事 費		円 (消費税抜き)
設 置 工 事 完 了 日	年	月 日

#### 3 発電システムに関する添付書類

- (1) 補助事業の実施状況を示す写真（設置された太陽電池モジュール全ての枚数が確認できるもの。パワーコンディショナ、買電電力量計及び売電電力量計）
- (2) 補助事業の実施に係る領収書の写し（太陽光発電設備の設置費用とわかるもの）
- (3) 電力会社との電力受給契約を締結したことを証する書類の写し（電力会社の承諾日が記載（承諾印が押印）されたもの）
- (4) 竣工検査の試験記録書の写し
- (5) 電力受給の開始を証する書類の写し
- (6) その他町長が必要と認めるもの

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。



様式第7号（第11条関係）高効率給湯器設備実績報告書様式

様式第7号（第11条関係）

年 月 日

みなかみ町長 様

(申請者) 住 所  
氏 名  
電話番号

高効率給湯器設備実績報告書

みなかみ町住宅用省エネルギー設備設置費補助金交付要綱第11条の規定により、  
下記のとおり報告します。

記

1 補助金決定通知

指令番号及び指令日	(指令番号)	年	月	日
補助金交付決定額				円

2 高効率給湯器の概要

設 置 場 所	みなかみ町	番地
設置する機器の名称		
設 置 工 事 費	円（消費税抜き）	
設 置 工 事 完 了 日	年	月 日

3 高効率給湯器に関する添付書類

- (1) 補助事業の実施状況を示す写真。（家屋に機器が設置されている様子が確認できるもの。）
- (2) 補助事業の実施に係る領収書の写し。（高効率給湯器設備の設置費用とわかるもの。）
- (3) その他町長が必要と認めるもの。

（備考） 用紙の大きさは、**日本工業規格A4**とすること。

様式第9号（第13条関係）補助金交付請求書様式

様式第9号（第13条関係）

年 月 日

みなかみ町長

(申請者) 住 所  
氏 名  
電話番号

印

補助金交付請求書

みなかみ町住宅用省エネルギー設備設置費補助金交付要綱第13条の規定により、  
下記のとおり補助金の交付を請求します。

記

1 補助金請求額

請 求 額 (補助金確定額)	金	円
-------------------	---	---

2 振込先

金 融 機 関 名			
店 名			
預 金 種 別	普通・当座	口座番号	
(フリガナ) 口 座 名 義 人			

(備考) 用紙の大きさは、**日本工業規格A4**とすること。



## **1 5 問い合わせ先**

みなかみ町役場 環境課 環境対策係

〒379-1414 利根郡みなかみ町布施2806番地1  
(奥利根アメニティパーク内)

電 話 0278-64-1168(直通)

F A X 0278-64-1097

メール [office-kankyo@town.minakami.gunma.jp](mailto:office-kankyo@town.minakami.gunma.jp)